

令和8年度京丹後市二地域居住等コーディネート業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、京丹後市特定居住促進計画に基づき、地域外の人材との継続的な関わりを創出し、関係人口の拡大や二地域居住の促進に向けた取組を進めている。

一方で、受入地域においては、二地域居住者や関係人口の受入れに対する意欲はあるものの、市外人材との接点創出やマッチング、継続的な関係構築を担う人材やノウハウが十分ではなく、地域のみで取組を展開していくことが難しい状況にある。

また、関係人口の創出を一過性の交流に終わらせることなく、地域活動への参画や副業・兼業等の仕事を通じた関わりへと発展させ、空き家の利活用や担い手不足など地域課題の解決、地域経済の活性化につなげるとともに、将来的な二地域居住や移住・定住へと発展させていくためには、地域と市外人材との継続的な交流及び協働を促進する仕組みづくりが必要である。

このため、市では、促進区域等の受入地域に対する伴走支援を通じて受入体制の構築や地域資源の磨き上げを行うとともに、市外人材との接点創出及びマッチング機会の提供、継続的な交流・協働を促進するコミュニティ形成等を実施し、関係人口の創出及び拡大並びに将来的な二地域居住、移住及び定住の促進を図ることを目的として、本業務を実施する事業者を募集する。

2 事業の内容

(1) 募集業務の概要

- | | |
|---------|--------------------------|
| (ア)業務名 | 令和8年度京丹後市二地域居住等コーディネート業務 |
| (イ)業務期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで |
| (ウ)契約形態 | 委託契約 |
| (エ)業務内容 | 別紙1「企画提案仕様書」参照 |

3 見積限度額

2,640,000円（消費税および地方消費税を含む）

※上記限度額を超えた場合は失格とします。

4 募集事業者数

1事業者

5 参加資格要件

次に掲げる全てを満たすことを要件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 京丹後市入札参加資格等に関する要綱（平成16年告示第14号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第4号に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正又は再生手続きをしていない法人であること。
- (6) 同種業務の実績を有していること。
- (7) 当該案件の参加申込日から交付申請日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 受託前後を問わず、京丹後市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (9) 京都府内に事業所（支店、営業所を含む。）を有する者であること。

6 スケジュール

公募開始	令和8年6月12日（金）
質問書の締め切り	令和8年6月25日（木）
質問書に対する回答	令和8年6月30日（火）
募集締め切り	令和8年7月8日（水）
プレゼンテーション	令和8年7月14日（火）（予定）
審査結果通知	令和8年7月15日（水）（予定）

※各実施日については、事務の都合により変更できるものとします。

7 本募集に関する質問

質問方法	様式6により、電子メールで京丹後市地域コミュニティ・にぎわいづくり課あてに提出 Email: chiikicom@city.kyotango.lg.jp
質問期間	令和8年6月15日（月）～令和8年6月25日（木）
回答方法	令和8年6月30日（火）に市ホームページに掲載 ※質問がなかった場合は、その旨を掲載します。

8 応募方法

記載要領	本実施要領を含め、以下の内容を十分に理解した上で、提出書類を作成し応募してください。
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 用紙はA4版(図表等についてはA3版をA4版に折り込むことも可)、カラーとする ● 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする ● 企画提案書は極力、専門用語は使用しないこと ● 仕様書の記載内容に実施が困難な点や、より効果的な手法等がある場合については、その理由とともに、同等の機能を実現するための代替案、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。
提出書類	<p>全応募者共通</p> <p>ア 参加申込書(様式1)……………1部</p> <p>イ 企画提案書(様式2)……………6部</p> <p>ウ 参考見積書(様式3)……………6部</p> <p>エ 業務経歴書(様式4)……………6部</p> <p>オ 誓約書(様式5)……………1部</p> <p>法人の場合のみ</p> <p>カ 商業登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)……………1部 (現に効力を有する部分のみ。)</p> <p>キ 登記事項証明書又は本参加申込日より3か月以内に発行された現在 事項全部証明書(写し可)……………1部</p> <p>ク 各法人の代表者の印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)……………1部</p> <p>ケ 会社及び団体等概要(任意様式)(直近3ヶ月以内のもの)……………1部</p> <p>コ 会社定款……………1部</p> <p>サ 納付すべき税(法人税、消費税及び地方消費税等)の納税証明書……………1部 [前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)</p> <p>団体の場合のみ</p> <p>シ 団体の規約、役員名簿、予算その他これらに類する書類……………1部</p> <p>ス 納付すべき税の納税証明書[前事業年度分]……………1部 (本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)</p> <p>個人、個人事業主の場合のみ</p> <p>セ 商号登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)……………1部 (現に効力を有する部分のみ。)</p> <p>ソ 住民票の写し及び印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)……………1部</p> <p>タ 代表者の身分証明書(写し可)……………1部</p>

	チ 納付すべき税(申告所得税、消費税及び地方消費税等)の納税証明書……1部 [前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)
提出先	京丹後市地域コミュニティ・にぎわいづくり課 (〒627-8567京丹後市峰山町杉谷889番地) あてに 郵送又は持参によりご提出ください。
受付期間	令和8年7月1日(水)～令和8年7月8日(水) ● 郵送の場合は受付期間内に必着、持参の場合は開庁日の9:00～ 16:30の間の受付とします。 提出された一切の書類の書換え、差替えはできません。

9 プレゼンテーション

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● プレゼンテーションにおける説明は、本事業を実施する責任者又は担当者が行い、時間は概ね30分以内(説明20分、質疑応答10分を想定)とします。プレゼンテーション後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行います。 ● 追加の資料は配布不可します。 ● パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合、パソコンは参加者が持参してください。スクリーン、プロジェクター(HDMIケーブル)は市で準備します。
出席者	3名以内(事業責任者は必ず出席すること)
実施日時	令和8年7月14日(火)14:00開始(予定) ※集合時間及び場所は、別途通知します。

10 審査及び評価

審査委員会	審査は、市が別に定める委員により組織された「京丹後市二地域居住等コーディネート業務業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」が行います。
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 点数の合計が最も高い者を最適候補者とします。 ● 採点結果が同点の場合は、選定委員の投票で決定します。 ● 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合であっても、評価を行い、評価点の合計が60点(100点満点)未満の場合は、最適候補者となることはできません。 ● 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

審査項目	評価項目		評価内容	配点
	1. 業務体制	業務実施体制	推進担当者（コーディネーター）に関連業務の経験が十分にあるか	
業務実績		本業務と同種・類似の業務実績があるか		5点
小計				10点
2. 事業の推進に係る課題認識及び取組み方針	課題認識具体性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか		10点
	実現性	提案内容に実現性があるか		10点
(1) 受入体制の構築や地域資源の磨き上げ等に係る伴走支援	①効果的な支援手法	受入体制の構築や地域活動のブラッシュアップに係る支援手法が具体的かつ効果的であるか		10点
	②課題解決持続可能性	地域課題の解決、地域主体の持続的な取組につながる提案となっているか		10点
(2) 市外人材との接点創出及びマッチング機会の提供	①効果的なマッチング手法	地域ニーズと市外人材を結び付ける手法が具体的かつ効果的であるか		10点
	②多様な関わり方	防災、教育、子育て、仕事(副業・兼業) 副業・兼業など多様かつ実現可能な関わり方の提案がなされているか		10点
	③取組の持続可能性	継続的な関係構築に向けた仕組みが提案されているか		10点
	④外部とのネットワーク	市外人材、企業、大学その他団体とのネットワークや効果的なアプローチについて提案されているか		10点
小計				80点
価格点	満点(10点) × (提案価格の内最低価格 / 自社の提案価格)			10点
小計				10点
合計				100点
審査結果	参加者に審査結果通知書を送付します。			

1 1 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- (1) 受付期間後に応募した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

1 2 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、個別業務については、市の了解のもと第三者に委託することができることとします。
- (2) 事業者は、個人情報を取り扱う場合には、京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年京丹後市条例第2号）、京丹後市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京丹後市規則第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。
- (3) 事業者は、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等参加に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 契約候補者に決定した者は、市と本業務の契約交渉を行い、契約を締結することにより、業務実施者となります。
- (3) 本プロポーザルへの参加にあたり提出された応募書類は、契約候補者を決定するための書類とします。市は、契約候補者に対し、別途、契約に向けて見積書等の提出を依頼します。
- (4) 本業務の詳細については、市と契約候補者との協議により、本実施要領及び仕様書から変更することがあります。
- (5) 本業務は市の委託事業であり、業務成果等は市に帰属するものとします。
- (6) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法、京丹後市会計規則をはじめとする諸規程を適用します。
- (7) 提出された応募書類は、情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。この場合において、個人情報及び事業者の正当な利益を害する情報は非公開となります。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

【事業所管・お問い合わせ先】

京丹後市 市長公室 地域コミュニティ・にぎわいづくり課

〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地

電話 0772-69-1050

E-mail chiikicom@city.kyotango.lg.jp